

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	要措置区域内の土地の所有者等への汚染除去等計画の変更の命令
概要	<p>土壌汚染対策法では、法に定める有害物質（以下「特定有害物質」という。）により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その区域を要措置区域として指定し、当該土地の所有者等に対し、講ずべき汚染の除去等の措置等を記載した汚染除去等計画を作成し、これを大阪市長に提出すべきことを指示するものとする。</p> <p>大阪市長は、汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>土壌汚染対策法第7条第1項、第4項 土壌汚染対策法施行令第5条 土壌汚染対策法施行規則第38条、第39条、第40条、第41条 (https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html)</p>
処分基準	<p>要措置区域となる土地は、次のイ、ロ（施行令第5条）のいずれかに該当し、かつ、汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準（法第7条第4項）に適合する措置が講じられていない土地です。</p> <p>イ ①土壌溶出量基準を超過する土地であって、周辺の地下水が飲用に利用されている等の状態にある。 ロ ①土壌含有量基準を超過する土地であって、その土地に一般の人が立ち入ることができる。</p> <p>○土壌汚染対策法第7条第4項</p> <p>都道府県知事は、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下この項から第9項まで、第9条第1号及び第10条において同じ。）の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html
備考	